

# 栗原市新型コロナウイルスワクチン接種 実施計画

令和3年	3月	【第1版】
令和3年	5月	【第2版】
令和3年	12月	【第3版】
令和4年	3月	【第4版】
令和4年	4月	【第5版】
令和4年	5月	【第6版】
令和4年	7月	【第7版】
令和4年	9月	【第8版】
令和4年	11月	【第9版】
令和4年	12月	【第10版】
令和5年	4月	【第11版】
令和5年	9月	【第12版】





# 目 次

---

<b>1</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>基本的な考え方</b>	<b>1</b>
<b>3</b>	<b>接種対象者</b>	<b>2</b>
	(1) 対象者の範囲	2
	(2) 接種順位	2
	(3) 接種対象者概数	2
<b>4</b>	<b>接種体制</b>	<b>3</b>
	(1) 実施期間	3
	(2) 使用できるワクチン	3
	(3) 交接種	3
	(4) 接種方法	3
<b>5</b>	<b>接種スケジュール</b>	<b>4</b>
	(1) 想定接種数	4
	(2) 接種券発送	4
	(3) 接種スケジュール予定	4
<b>6</b>	<b>個別接種</b>	<b>7</b>
	(1) 実施医療機関	7
	(2) 実施日程	7
	(3) 接種予約方法	7
	(4) 実施内容	7
	(5) 接種後の請求方法	8
	(6) その他	8
<b>7</b>	<b>ワクチンの管理・配送等</b>	<b>8</b>
<b>8</b>	<b>市民への相談対応・周知方法</b>	<b>9</b>
<b>9</b>	<b>小児接種</b>	<b>9</b>
<b>9-1</b>	<b>初回接種</b>	<b>9</b>
	(1) 対象者の範囲	9
	(2) 実施期限	9
	(3) 使用できるワクチン	9
	(4) 接種方法	9
	(5) 想定接種数	9
	(6) 接種券発送	10
	(7) 実施日程、接種予約方法等	10

(8) 実施医療機関	.....	10
(9) その他	.....	11
<b>9-2 3回目接種</b>	.....	<b>11</b>
(1) 対象者の範囲	.....	11
(2) 実施期限	.....	11
(3) 使用できるワクチン	.....	11
(4) 接種方法	.....	11
(5) 想定接種数	.....	11
(6) 接種券発送	.....	11
(7) 実施日程、接種予約方法等	.....	12
(8) 実施医療機関	.....	12
(9) その他	.....	12
<b>10 追加接種</b>	.....	<b>12</b>
<b>10-1 3回目接種</b>	.....	<b>12</b>
(1) 対象者の範囲	.....	12
(2) 実施期間	.....	13
(3) 使用できるワクチン	.....	13
(4) 交差接種	.....	13
(5) 接種方法	.....	13
(6) 想定接種数	.....	13
(7) 接種券発送	.....	13
(8) 接種スケジュール予定	.....	14
(9) 実施医療機関	.....	14
(10) 実施日程	.....	15
(11) 接種予約方法	.....	15
(12) その他	.....	15
<b>10-2 4回目接種</b>	.....	<b>15</b>
(1) 対象者の範囲	.....	15
(2) 実施期間	.....	15
(3) 使用できるワクチン	.....	16
(4) 交差接種	.....	16
(5) 接種方法	.....	16
(6) 想定接種数	.....	16
(7) 接種券発送	.....	16
(8) 接種スケジュール予定	.....	17
(9) 実施医療機関	.....	17
(10) 実施日程	.....	17
(11) 接種予約方法	.....	17
(12) その他	.....	17

### 10-3 令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン接種）

	.....	18
(1) 対象者の範囲	.....	18
(2) 実施期間	.....	18
(3) 使用できるワクチン	.....	18
(4) 接種方法	.....	18
(5) 想定接種数	.....	18
(6) 接種券発送	.....	19
(7) 接種スケジュール予定	.....	19
(8) 実施医療機関	.....	19
(9) 実施日程	.....	19
(10) 接種予約方法	.....	20
(11) その他	.....	20

### 11 武田社ワクチン（ノババックス）接種 \_\_\_\_\_ 20

(1) 対象者の範囲	.....	20
(2) 実施期限	.....	20
(3) 使用するワクチン	.....	20
(4) 接種方法	.....	20
(5) 実施日程、接種予約方法等	.....	20
(6) 実施医療機関	.....	21
(7) その他	.....	21

### 12 乳幼児接種 \_\_\_\_\_ 22

(1) 対象者の範囲	.....	22
(2) 実施期限	.....	22
(3) 使用できるワクチン	.....	22
(4) 接種方法	.....	22
(5) 想定接種数	.....	22
(6) 接種券発送	.....	22
(7) 実施日程、接種予約方法等	.....	23
(8) 実施医療機関	.....	23
(9) その他	.....	23

### 13 令和5年度接種 \_\_\_\_\_ 24

#### 13-1 12歳以上初回接種 ..... 25

(1) 対象者の範囲	.....	25
(2) 実施期間	.....	25
(3) 使用できるワクチン	.....	25
(4) 接種回数	.....	25
(5) 接種方法	.....	25
(6) 実施医療機関	.....	25

(7) 接種券発送	25
(8) 実施日程、接種予約方法等	25
(9) その他	26
<b>1 3-2 12歳以上令和4年秋開始接種</b>	
<b>(オミクロン株対応ワクチン接種)</b>	<b>26</b>
(1) 対象者の範囲	26
(2) 実施期間	26
(3) 使用できるワクチン	26
(4) 接種回数	26
(5) 接種方法	26
(6) 実施医療機関	26
(7) 接種券発送	27
(8) 実施日程	27
(9) 接種予約方法	27
(10) その他	27
<b>1 3-3 12歳以上令和5年春開始接種</b>	<b>27</b>
(1) 対象者の範囲	27
(2) 実施期間	27
(3) 使用できるワクチン	27
(4) 接種回数	27
(5) 接種方法	28
(6) 実施医療機関	28
(7) 想定接種数	28
(8) 接種券発送	28
(9) 実施日程	28
(10) 接種予約方法	28
(11) その他	29
<b>1 3-4 12歳以上令和5年秋開始接種</b>	<b>29</b>
(1) 対象者の範囲	29
(2) 実施期間	29
(3) 使用できるワクチン	29
(4) 接種回数	29
(5) 接種方法	29
(6) 実施医療機関	29
(7) 想定接種数	30
(8) 接種券発送	30
(9) 実施日程	30
(10) 接種予約方法	30
(11) その他	30
<b>1 3-5 小児初回接種</b>	<b>30</b>
(1) 対象者の範囲	30

(2) 実施期間	.....	30
(3) 使用できるワクチン	.....	31
(4) 接種回数	.....	31
(5) 接種方法	.....	31
(6) 実施医療機関	.....	31
(7) 接種券発送	.....	31
(8) 実施日程	.....	31
(9) 接種予約方法	.....	31
(10) その他	.....	32
<b>1 3-6 小児オミクロン株対応ワクチン接種</b>	<b>.....</b>	<b>32</b>
(1) 対象者の範囲	.....	32
(2) 実施期間	.....	32
(3) 使用できるワクチン	.....	32
(4) 接種回数	.....	32
(5) 接種方法	.....	32
(6) 実施医療機関	.....	32
(7) 想定接種数	.....	33
(8) 接種券発送	.....	33
(9) 実施日程	.....	33
(10) 接種予約方法	.....	33
(11) その他	.....	33
<b>1 3-7 小児令和5年春開始接種</b>	<b>.....</b>	<b>33</b>
(1) 対象者の範囲	.....	33
(2) 実施期間	.....	33
(3) 使用できるワクチン	.....	34
(4) 接種回数	.....	34
(5) 接種方法	.....	34
(6) 実施医療機関	.....	34
(7) 想定接種数	.....	34
(8) 接種券発送	.....	34
(9) 実施日程	.....	34
(10) 接種予約方法	.....	35
(11) その他	.....	35
<b>1 3-8 小児令和5年秋開始接種</b>	<b>.....</b>	<b>35</b>
(1) 対象者の範囲	.....	35
(2) 実施期間	.....	35
(3) 使用できるワクチン	.....	35
(4) 接種回数	.....	35
(5) 接種方法	.....	35
(6) 実施医療機関	.....	35
(7) 接種券発送	.....	35

(8) 実施日程	.....	36
(9) 接種予約方法	.....	36
(10) その他	.....	36
<b>1 3-9 乳幼児初回接種</b>	<b>.....</b>	<b>36</b>
(1) 対象者の範囲	.....	36
(2) 実施期間	.....	36
(3) 使用できるワクチン	.....	36
(4) 接種回数	.....	36
(5) 接種方法	.....	36
(6) 実施医療機関	.....	37
(7) 接種券発送	.....	37
(8) 実施日程	.....	37
(9) 接種予約方法	.....	37
(10) その他	.....	37
<b>1 3-10 乳幼児令和5年秋開始接種</b>	<b>.....</b>	<b>37</b>
(1) 対象者の範囲	.....	37
(2) 実施期間	.....	37
(3) 使用できるワクチン	.....	33
(4) 接種回数	.....	37
(5) 接種方法	.....	37
(6) 実施医療機関	.....	38
(7) 接種券発送	.....	38
(8) 実施日程	.....	38
(9) 接種予約方法	.....	38
(10) その他	.....	38
<b>1 4 副反応対応及び健康被害救済制度</b>	<b>.....</b>	<b>39</b>
(1) 副反応の対応	.....	39
(2) 健康被害救済制度	.....	40

**【参考】 厚生労働省策定**

「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」	.....	41
------------------------------	-------	----



本計画は、現時点における国からの通知・情報等を基に作成しているものとなるため、今後のワクチン供給状況や国からの指示により変更となることが想定される。

## 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、併せて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。

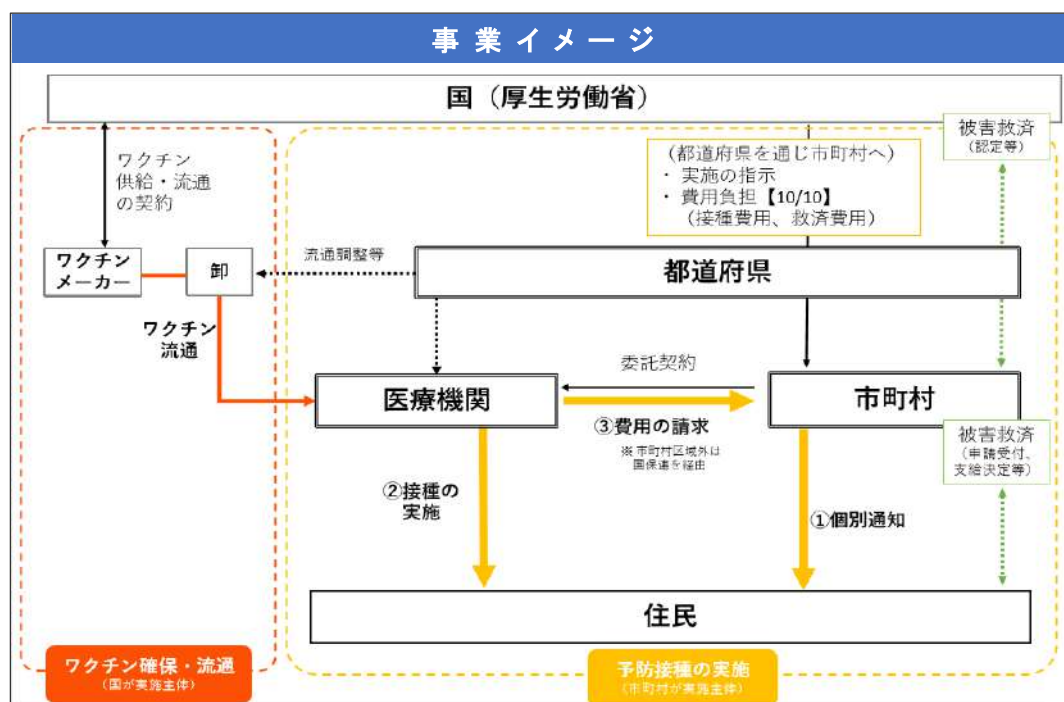
そのため、国では、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、必要な体制の確保に取り組むこととし、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施することとされている。

このことから、栗原市においても、新型コロナウイルス感染症収束に向けて、予防対策と併せて新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の予防接種実施体制を整備するものである。

## 2 基本的な考え方

この新型コロナワクチン接種は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 29 条の規定に基づき、第一号法定受託事務とされている新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種として、国で示された「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」に基づき実施するものである。

また、国より、新型コロナワクチン接種に当たっては、当面、確保できるワクチンの量に限りがあることや、特殊な流通方法が必要であることなど、ワクチンの供給量及び性質に応じて効率的に接種できる体制を構築する必要がある旨示されており、接種の流れ（事業イメージ）は次のとおりとなる。



### 3 接種対象者

本項「3 接種対象者」から「6 個別接種」までの項については、12歳以上の1・2回目接種（以下「初回接種」という。）に関する事、5歳以上11歳以下（以下「小児接種」という。）の初回接種及び3回目接種については「9 小児接種」の項目、3回目接種、4回目接種及び令和4年秋開始接種（以下「オミクロン株対応ワクチン接種」という。）については「10 追加接種」の項目、武田社組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（ノババックス）接種については「11 武田社ワクチン（ノババックス）接種」の項目、生後6か月以上4歳以下（以下「乳幼児接種」という。）の接種については「12 乳幼児接種」の項目、令和5年度の各種接種については「13 令和5年度接種」の項目で整理するもの。

#### （1）対象者の範囲

市内に居住する12歳以上の者

- ①原則、居住地において接種を受けられることとし、接種を受ける日に、住民基本台帳に記録されている者を対象として実施する。
- ②新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると栗原市長が認める者についても、当該者の同意を得た上で、接種を実施することができる。

#### （2）接種順位

国で定めた下記の接種順位により、順次実施する。

- 1位 医療従事者等
- 2位 高齢者（65歳以上）
- 3位 ・基礎疾患を有する者  
・高齢者施設等の従事者
- 4位 上記以外の者

#### （3）接種対象者概数

##### ■ 栗原市接種対象者概数（令和4年11月末現在）

項目	人数
総人口	63,386人
接種対象者数(①+②+③+④)	59,111人
① 医療従事者等	1,980人
② 高齢者(65歳以上)	26,380人
③ ・基礎疾患を有する者	5,198人
・高齢者施設等の従事者	1,937人
④ 上記以外の者(12歳以上 65歳未満)	23,616人
※参考 0歳から12歳未満 接種対象外	4,275人

※医療従事者等各優先順位区分における重複数値は、「④上記以外の者」で調整している。

---

## 4 接種体制

### (1) 実施期間

令和3年2月17日から令和5年3月31日まで

### (2) 使用できるワクチン

- ①ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（以下「従来ファイザー社ワクチン」という。）

令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。

- ②モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（以下「従来モデルナ社ワクチン」という。）

令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。

※なお、使用できるワクチンについては、上記以外に、今後新たに薬事承認されたワクチンが順次使用される見込みであるため、実施期間や接種対象者等について、変更されることが想定される。

### (3) 交互相種

新型コロナワクチンについては、原則として、同一の者には、同一のワクチンを使用すること。ただし、新型コロナワクチンの接種を受けた後に重篤な副反応を呈したことがある場合や必要がある場合には、1回目に接種した新型コロナワクチンと異なる新型コロナワクチンを2回目に接種すること（交互相種）ができる。

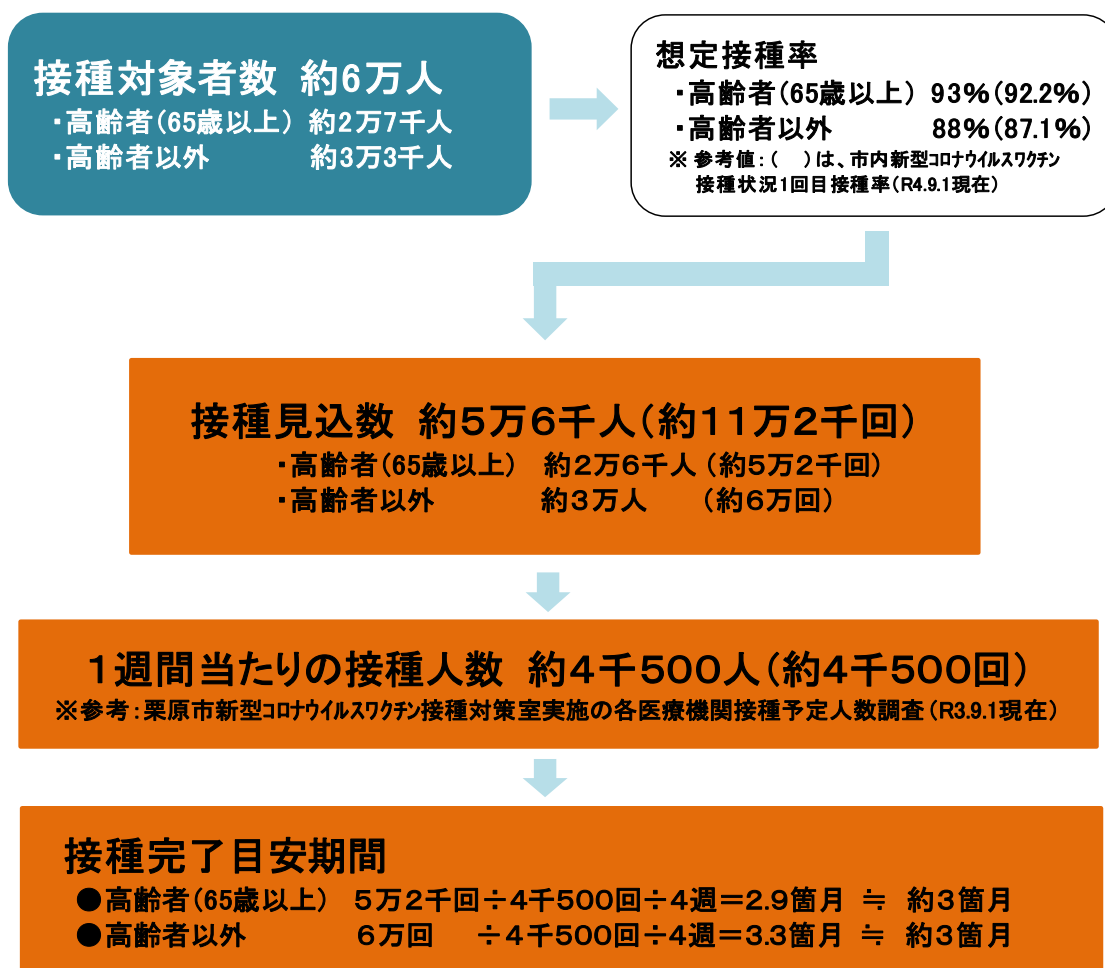
### (4) 接種方法

市内各医療機関での「個別接種」により実施する。

多くの人がかかりつけ医を持っており、日頃から身体状況や病歴を把握しているかかりつけ医に相談ができ、安心して接種を受けられる。

## 5 接種スケジュール

### (1) 想定接種数



### (2) 接種券発送

高齢者(65歳以上)については、令和3年4月23日(金)に郵送する。

なお、それ以外の者については、新型コロナウイルスワクチンの供給状況や接種の優先順位等を考慮しながら、接種開始時期にできる限り近い時期に、各対象者あてに郵送する。(P6「接種スケジュール予定」図参照)

### (3) 接種スケジュール予定

#### ①医療従事者等

県が希望者の取りまとめを行い、3月中旬から市内医療機関で個別接種を開始し5月中旬までの完了を目指す。

---

## ②高齢者（65歳以上）

5月中旬から、まず初めに75歳以上を優先的に市内医療機関で個別接種を開始し、その後、65歳から75歳未満の接種を行い、7月下旬までの完了を目指す。高齢者施設等の要介護高齢者は、サテライト型接種施設の登録、又は嘱託医等による巡回接種とする。在宅の要介護高齢者は、かかりつけ医や居宅介護支援事業所等と連携を図り、訪問診療、往診、介護サービス等を利用し受診して行う個別接種を進める。

## ③・基礎疾患を有する者

8月上旬から通院・入院先の医療機関において個別接種を開始し、8月下旬までの完了を目指す。

### ・高齢者施設等の従事者

クラスター発生防止に考慮し、高齢者に直接接する職員は、高齢者接種と同じタイミングで接種できるよう希望者を取りまとめ、5月中旬から接種を開始し、8月下旬までの完了を目指す。

## ④上記以外の者

8月上旬から市内医療機関での個別接種を開始し、11月下旬までの完了を目指す。（※季節性インフルエンザワクチン接種に考慮し、早期完了に努める。）

■ スケジュール予定

区分	R3 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R4 1月～ 12月	R5 1月～ 3月
① 医療従事者等		接種										
② 高齢者 (65歳以上)		接種券 発送 4月23日	接種									
③ ・基礎疾患を 有するもの				接種券 発送 7月上旬		接種						
・高齢者施設 等従事者			接種									
④ 12歳以上 65歳未満				接種券 発送 7月上旬		接種						

※施設毎の接種体制やワクチン供給状況により、施設入所者と同時に接種する。  
なお、同時接種の場合は、随時、接種券付き予診票を発送する。

接種希望者に対する接種を11月末までに概ね完了

やむを得ない事情により接種できなかった者

満12歳到達者

※このスケジュールは、今後示される国からの指示、新型コロナワクチンの供給状況及び季節性インフルエンザワクチン接種状況等により変更する場合があります。

## 6 個別接種

### (1) 実施医療機関 集合契約をした医療機関 35 機関

No.	地区	医療機関名	No.	地区	医療機関名
1	築館	佐藤外科医院	19	栗駒	栗原市立栗駒病院
2	築館	佐藤内科小児科医院	20	栗駒	ほそや小児科
3	築館	きくた内科クリニック	21	高清水	栗原市立高清水診療所
4	築館	栗原市立栗原中央病院	22	一迫	一迫内科クリニック
5	築館	日野外科内科	23	一迫	たまがけ医院
6	築館	達内科	24	一迫	宮城島クリニック
7	築館	やまと在宅診療所 栗原	25	一迫	熊坂医院
8	築館	つきだてこどもクリニック	26	瀬峰	高橋ハートクリニック
9	若柳	阿部内科医院	27	瀬峰	せみねの丘クリニック
10	若柳	石橋病院	28	瀬峰	栗原市立瀬峰診療所
11	若柳	氏家医院	29	鶯沢	栗原市立鶯沢診療所
12	若柳	佐々木内科医院	30	金成	沢辺中央医院
13	若柳	若柳消化器内科	31	金成	萩野診療所
14	若柳	栗原市立若柳病院	32	志波姫	くりはら耳鼻咽喉科
15	若柳	おの眼科クリニック	33	志波姫	日野クリニック
16	栗駒	岩淵医院	34	志波姫	まるき内科クリニック
17	栗駒	くりこまクリニック	35	花山	栗原市立花山診療所
18	栗駒	平田内科		志波姫	志波姫診療所 ※

※「志波姫診療所」は、嘱託医となる高齢者施設のみ接種する。

### 【接種実施介護老人保健施設】 医療提供施設となるため、入所者及び施設従事者に限り接種する。

No.	地区	介護老人保健施設	No.	地区	介護老人保健施設
1	築館	高森ロマンホーム	4	瀬峰	せみねの丘
2	若柳	グレイスガーデン	5	金成	シエスタ
3	瀬峰	藤の里			

### (2) 実施日程

5月中旬から各医療機関の開院日時に実施

各医療機関により開院日時は異なるが、市内全体の接種体制としては、月曜日から土曜日に接種を受けることができる。

### (3) 接種予約方法

各医療機関に直接電話で予約をする。

### (4) 実施内容

栗原市役所は「基本型接種施設」※1となっているため、「サテライト型接種施設」※2となる各医療機関等へ、新型コロナワクチンを小分けにして配送し、各医療機関等において接種を実施する。

なお、各医療機関等は、接種を受けた者に予防接種済証を交付し、予診票の控えを原則5年間保存する。

※1 基本型接種施設 超低温冷凍庫(ディープフリーザー)が配置されている医療機関等(栗原市の場合は、栗原市役所)

※2 サテライト型接種施設 基本型接種施設からワクチンの配分を受け、接種を行う施設(栗原市の場合は、市内各医療機関等)



## (5) 接種後の請求方法

- 市内医療機関 集合契約後、栗原市に直接請求  
(市外居住者を接種した場合は、宮城県国民健康保険団体  
連合会に請求)
- 市外医療機関 集合契約後、宮城県国民健康保険団体連合会に請求

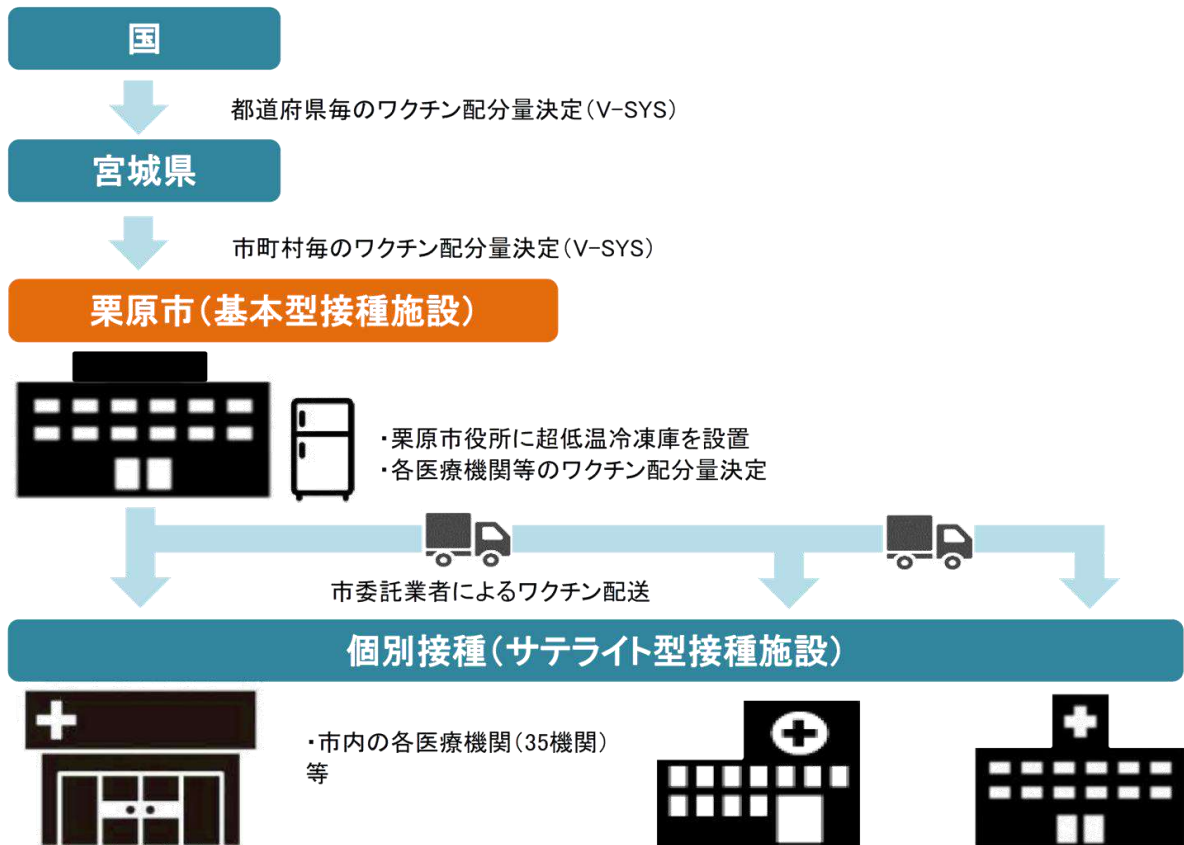
## (6) その他

コールセンターに寄せられる相談内容や、接種の進捗状況により、今後、接種体制を見直す必要がある場合は、各関係機関等と調整のうえ迅速に対応する。

## 7 ワクチンの管理・配送等

新型コロナワクチンの取り扱いについては、ワクチン接種円滑化システム(V-SYS)<sup>※1</sup>を活用し、栗原市に配分されたワクチン量を調整・決定し、医療機関等に配送する。栗原市役所内に設置した超低温冷凍庫(ディープフリーザー)<sup>※2</sup>から、医療機関等への配送は、保冷バックを使用し、週2回程度行う。

### ■ ワクチン配送イメージ(ファイザー社ワクチンの場合)



※1 ワクチン接種円滑化システム(V-SYS) 国が用意するワクチン接種を実施するにあたり、ワクチン等の流通・関係者の調整を補助するシステム

※2 超低温冷凍庫(ディープフリーザー) -75℃±15℃を維持可能な冷凍庫。

## 8 市民等への相談対応・周知方法

市民等への相談対応窓口として、コールセンターを設置し、接種場所の確認や接種券の再発行など、新型コロナワクチン接種に係る具体的な手続きに関する市民や医療機関からの相談等の対応を行う。

また、対象となる全ての市民等に対して、効率的かつ効果的に、また適切な時期に接種に係る周知を次の方法により実施する。

周知方法	関係課
広報くりはら	市政情報課
市ホームページ	市政情報課
安全安心メール	新型コロナウイルスワクチン接種対策室
栗原市公式 facebook	市政情報課
栗原市公式LINE	市政情報課
個別通知	新型コロナウイルスワクチン接種対策室
ポスター掲示	新型コロナウイルスワクチン接種対策室

## 9 小児接種

### 9 - 1 初回接種

#### (1) 対象者の範囲

市内に居住する1回目の接種時において5歳以上11歳以下の者

#### (2) 実施期限

令和5年3月31日まで

#### (3) 使用できるワクチン

5～11歳用ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(以下「従来型小児用ファイザー社ワクチン」という。)

令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。

※12歳以上の新型コロナワクチンと管理等が異なるため、取り扱いには留意すること。

※なお、使用できるワクチンについては、上記以外に、今後新たに薬事承認されたワクチンが順次使用される見込みであるため、実施期間や接種対象者等について、変更されることが想定される。

#### (4) 接種方法

市内各医療機関での「個別接種」により実施する。

#### (5) 想定接種数

令和3年度末での接種対象者数は3,008人。令和4年2月28日現在の低年齢層(15歳未満)の接種率は、1回目が79.3%、2回目が78.1%となっていることから、接種率を80%と見込む。

区分	11歳 (新6年生) H22.4.2 ～H23.4.1	10歳 (新5年生) H23.4.2 ～H24.4.1	9歳 (新4年生) H24.4.2 ～H25.4.1	8歳 (新3年生) H25.4.2 ～H26.4.1	7歳 (新2年生) H26.4.2 ～H27.4.1	6歳 (新1年生) H27.4.2 ～H28.4.1	5歳 (新幼稚園年長) H28.4.2 ～H29.4.1	計
対象者数	478人	482人	458人	439人	394人	394人	363人	3,008人



接種見込数 (接種率80%)	383人	386人	367人	352人	316人	316人	291人	2,411人
-------------------	------	------	------	------	------	------	------	--------

≒ 約2千500人  
(約5千回)

## (6) 接種券発送

年齢が上の者から学年ごとに、順次個別に接種通知を発送する。

## (7) 実施日程、接種予約方法等

第5日程を設け接種を実施する。なお、接種予約については、ウェブとコールセンターで予約をする。(ウェブ予約から先行受付し、コールセンター予約はウェブ予約の3日後から受付する。)

日程	1回目接種	2回目接種	対象者	接種券発送日	ウェブ予約期間
第1	R4 3/22(火)～ 26(土)	R4 4/12(火)～ 16(土)	11歳	3/1(火)	3/5(土)～3/15(火)
第2	R4 3/28(月)～ 4/2(土)	R4 4/18(月)～ 23(土)	10歳	3/8(火)	3/12(土)～3/22(火)
第3	R4 4/ 4(月)～ 9(土)	R4 4/25(月)～ 30(土)	9歳		
第4	R4 5/ 9(月)～ 14(土)	R4 5/30(月)～ 6/4(土)	8歳	4/12(火)	4/16(土)～4/26(火)
第5	R4 5/16(月)～ 21(土)	R4 6/ 6(月)～ 11(土)	5歳		

※このスケジュールは、今後示される国からの指示や新型コロナワクチンの供給状況等により変更する場合がある。

※新規5歳到達者及び期間内で接種できなかった者は、別途調整する。

## (8) 実施医療機関

集合契約をした医療機関 12機関

No.	地区	医療機関名	No.	地区	医療機関名
1	築館	佐藤外科医院	7	栗駒	くりこまクリニック
2	築館	佐藤内科小児科医院	8	栗駒	ほそや小児科
3	築館	栗原市立栗原中央病院	9	一迫	一迫内科クリニック
4	築館	達内科	10	一迫	宮城島クリニック
5	若柳	佐々木内科医院	11	瀬峰	高橋ハートクリニック
6	栗駒	岩淵医院	12	瀬峰	栗原市立瀬峰診療所

---

## (9) その他

小児初回接種における費用請求支払事務、副反应对応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。

### 9 - 2 3回目接種

#### (1) 対象者の範囲

市内に居住する初回接種を完了した5か月以上が経過した5歳以上11歳以下の者

#### (2) 実施期限

令和5年3月31日まで

#### (3) 使用できるワクチン

従来型小児用ファイザー社ワクチン

※12歳以上の新型コロナワクチンと管理等が異なるため、取り扱いには留意すること。  
※なお、使用できるワクチンについては、上記以外に、今後新たに薬事承認されたワクチンが順次使用される見込みであるため、実施期間や接種対象者等について、変更されることが想定される。

#### (4) 接種方法

市内各医療機関での「個別接種」により実施する。

#### (5) 想定接種数

令和4年9月1日現在の市内における新型コロナワクチンの初回接種完了状況が、1回目接種で1,524人の47.8%、2回目接種で1,446人の45.4%となっており、3回目接種も同程度の接種が想定される。

初回接種完了者 約1千500人

※市内新型コロナウイルスワクチン接種状況(R4.9.1現在)

接種見込数  
約1千500人(約1千500回)

#### (6) 接種券発送

初回接種から、5か月を経過する者から順次発送する。

## (7) 実施日程、接種予約方法等

第5日程を設け接種を実施する。なお、接種予約については、ウェブとコールセンターで予約をする。

日程	接種期間	接種券 発送日	ウェブ予約 開始日	電話予約 開始日	予約 締切日
第1	10/11(火)～ 15日(土)	9/16(月)	9/22(金)	9/26(月)	9/30(金)
第2	10/17(月)～ 22日(土)				10/ 7(金)
第3	10/24(月)～ 29日(土)				10/14(金)
第4	11/ 7(月)～ 12日(土)	10/17(月)	10/21(金)	10/24(月)	10/28(金)
第5	11/14(月)～ 19日(土)				11/ 4(金)

※このスケジュールは、今後示される国からの指示や新型コロナワクチンの供給状況等により変更する可能性がある。

※期間内で接種できなかった者は、別途調整する。

## (8) 実施医療機関

集合契約をした医療機関 11機関

No.	地区	医療機関名	No.	地区	医療機関名
1	築館	佐藤外科医院	7	栗駒	くりこまクリニック
2	築館	佐藤内科小児科医院	8	栗駒	ほそや小児科
3	築館	栗原市立栗原中央病院	9	一迫	一迫内科クリニック
4	築館	達内科	10	一迫	宮城島クリニック
5	若柳	佐々木内科医院	11	瀬峰	高橋ハートクリニック
6	栗駒	岩淵医院			

## (9) その他

小児3回目接種における費用請求支払事務、副反応対応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。

## 10 追加接種

### 10-1 3回目接種

#### (1) 対象者の範囲

市内に居住する初回接種の完了から3か月以上が経過した12歳以上の者

## (2) 実施期間

令和3年12月1日から令和5年3月31日まで

## (3) 使用できるワクチン

- ①従来ファイザー社ワクチン
- ②従来モデルナ社ワクチン

※なお、使用できるワクチンについては、上記以外に、今後新たに薬事承認されたワクチンが順次使用される見込みであるため、実施期間や接種対象者等について、変更されることが想定される。  
※また、②については、12歳以上17歳以下の者に対して行う接種には使用しないこと。

## (4) 交差接種

初回接種した新型コロナワクチンと異なる新型コロナワクチンを3回目接種すること（交差接種）ができる。

## (5) 接種方法

- ①18歳以上の者  
初回接種を実施した各医療機関での「個別接種」を基本に実施する。  
ただし、事情がある場合は、別の医療機関で接種することも可とする。
- ②12歳以上17歳以下の者  
市内各医療機関での「個別接種」により実施する。

## (6) 想定接種数

令和4年4月1日現在の市内における新型コロナワクチンの初回接種完了状況が、1回目接種で55,836人の89.9%、2回目接種で55,541人の89.4%となっており、3回目接種も同程度の接種が想定される。

**初回接種完了者 約5万6千人**

- ・高齢者(65歳以上) 約2万6千人
  - ・高齢者以外 約3万人
- ※市内新型コロナウイルスワクチン接種状況(R4.4.1現在)



**接種見込数**

**約5万6千人(約5万6千回)**

- ・高齢者(65歳以上) 約2万6千人(約2万6千回)
- ・高齢者以外 約3万人 (約3万回)

## (7) 接種券発送

- ①18歳以上の者  
接種予約及び接種期間が集中しないよう、1週間ごとに分割して次のとおり個別に接種通知を発送する。
  - ・平日接種 …… 予約期間、接種が可能となる日、2回目接種場所等を周知
  - ・日曜接種 …… 予約期間、接種日、2回目接種場所等を周知



## (10) 実施日程

- ① 18歳以上の者  
各医療機関の開院日時に実施
- ② 12歳以上17歳以下の者  
第8日程を設け接種を実施する。

日程	接種日	日程	接種日
第1	R4 5/ 8(日)	第5	R4 6/ 5(日)
第2	R4 5/15(日)	第6	R4 6/12(日)
第3	R4 5/22(日)	第7	R4 6/19(日)
第4	R4 5/29(日)	第8	R4 6/26(日)

※このスケジュールは、今後示される国からの指示や新型コロナワクチンの供給状況等により変更する可能性がある。

※期間内で接種できなかった者は、別途調整する。

## (11) 接種予約方法

- ① 18歳以上の者  
各医療機関に直接電話で予約をする。
- ② 12歳以上17歳以下の者  
ウェブ及びコールセンターで予約をする。

## (12) その他

3回目接種における費用請求支払事務、ワクチンの管理・配送等、副反応対応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。

## 10-2 4回目接種

### (1) 対象者の範囲

- 市内に居住する3回目接種の完了から3か月以上が経過した次の者
- ① 60歳以上の者
  - ② 18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者（以下「18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する者等」という。）
  - ③ 医療従事者等及び高齢者施設等の従事者

### (2) 実施期間

令和4年5月25日から令和5年3月31日まで



### (3) 使用できるワクチン

- ①従来ファイザー社ワクチン
- ②従来モデルナ社ワクチン

※なお、使用できるワクチンについては、上記以外に、今後新たに薬事承認されたワクチンが順次使用される見込みであるため、実施期間や接種対象者等について、変更されることが想定される。

### (4) 交差接種

3回目接種した新型コロナワクチンと異なる新型コロナワクチンを4回目接種すること（交差接種）ができる。

### (5) 接種方法

3回目接種を実施した各医療機関での「個別接種」を基本に実施する。ただし、事情がある場合は、別の医療機関で接種することも可とする。

### (6) 想定接種数

令和4年4月30日現在の市内における新型コロナワクチンの3回目接種完了者が、60歳以上で27,328人、18歳以上60歳未満で9,751人となっている。

この内、18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する者等の試算については、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」記載の基礎疾患を有する者の算定割合8.2%をもとにすると、約800人となる。

医療従事者等については、令和3年11月26日実施「3回目接種実施調査」により約1,800人、高齢者施設等従事者については、令和3年12月28日実施「巡回接種実施調査」により約1,600人と見込む。

これらを合わせて、31,528人の接種が想定される。

#### 3回目接種完了者 約3万3千人

- ・60歳以上 約2万8千人  
※市内新型コロナウイルスワクチン接種状況(R4.4.30現在)
- ・18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する者等 約1千人  
※基礎疾患を有する者は、国基準の算定割合により試算
- ・医療従事者等 約1千800人  
※R3.11.26実施 3回目接種実施調査数値
- ・高齢者施設等従事者 約1千600人  
※R3.12.28実施 巡回接種実施調査数値

#### 接種見込数

#### 約3万3千人(約3万3千回)

- ・60歳以上 約2万8千人(約2万8千回)
- ・18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する者等 約1千人(約1千回)
- ・医療従事者等 約1千800人(約1千800回)
- ・高齢者施設等従事者 約1千600人(約1千600回)

### (7) 接種券発送

- ①60歳以上の者

接種予約及び接種期間が集中しないよう1週間ごとに分割して、3回目接種から、3か月を経過する概ね1週間から2週間前に、対象者に接種通知を発送する。

② 18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する者等

基礎疾患を有する者等の把握のため、事前に該当年齢の方へお知らせを送り、申請により接種通知を発送する。

③ 医療従事者等及び高齢者施設等の従事者

医療従事者等及び高齢者施設等の従事者の把握のため、上記①②以外の方にお知らせを送り、申請により接種通知を発送する。

(8) 接種スケジュール予定

区分	R4 5月	6月	7月	8月	9月～ 12月	R5 1月～ 3月
60歳以上	接種券 発送	接種			接種希望者に対する接種 を12月末までに概ね完了	接種
18歳以上60歳未満の 基礎疾患を有する者等	お知らせ 発送	接種				※やむを得ない事情により接種できなかった者
医療従事者等 高齢者施設等の従事者			お知らせ 発送	接種		

※このスケジュールは、今後示される国からの指示や新型コロナワクチンの供給状況等により変更する場合があります。

(9) 実施医療機関

集合契約をした医療機関 33機関

接種実施介護老人保健施設（医療提供施設） 5施設

※おの眼科クリニックを除く、初回接種実施医療機関及び施設と同様（P7「(1) 実施医療機関」参照）

(10) 実施日程

各医療機関の開院日時に実施

(11) 接種予約方法

各医療機関に直接電話で予約をする。

(12) その他

4回目接種における費用請求支払事務、ワクチンの管理・配送等、副反応対応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。

---

---

## 10-3 令和4年秋開始接種(オミクロン株対応ワクチン<sup>※1</sup>接種)

### (1) 対象者の範囲

市内に居住する初回接種が完了し、最終接種から3か月以上が経過した12歳以上の者

### (2) 実施期間

令和4年9月20日から令和5年3月31日まで

### (3) 使用できるワクチン

①オミクロン株対応ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(以下「オミクロン株対応(BA.1又はBA.4/5対応型)ファイザー社(2価)ワクチン」という。)

令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものであって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。

②オミクロン株対応モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(以下「オミクロン株対応(BA.1又はBA.4/5対応型)モデルナ社(2価)ワクチン」という。)

令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。

③武田社組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(ノバボックス)(以下「武田社ワクチン(ノバボックス)」という。)

令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。

※なお、使用できるワクチンについては、上記以外に、今後新たに薬事承認されたワクチンが順次使用される見込みであるため、実施期間や接種対象者等について、変更されることが想定される。

※また、③の接種体制については「11 武田社ワクチン(ノバボックス)接種」の項目で整理する。

### (4) 接種方法

前回接種を実施した各医療機関での「個別接種」を基本に実施する。ただし、事情がある場合は、別の医療機関で接種することも可とする。

### (5) 想定接種数

令和4年9月1日現在の市内における新型コロナワクチンの12歳以上の初回接種完了状況は、55,754人となる。

直近の接種状況となる同日現在の3回目接種完了状況は、48,400人の接種率が77.3%となっている。

このことから、接種率を80%と見込むと、44,603人の接種が想定される。

---

※1 オミクロン株対応ワクチン 新型コロナウイルスの従来株とオミクロン株に対応した2価ワクチン

---

---

初回接種完了者 約5万6千人

※市内新型コロナウイルスワクチン接種状況(R4.9.1現在)

接種見込数(接種率80%)  
約4万5千人(約4万5千回)

### (6) 接種券発送

基本的に、接種予約及び接種期間が集中しないよう1週間ごとに分割して、前回接種から、3か月を経過する概ね1週間から2週間前に、対象者に接種通知を発送する。

### (7) 接種スケジュール予定

区分	R4 9月	10月	11月	12月	R5 1月～ 3月
4回目接種対象者 ・60歳以上 ・18歳以上60歳未満の 基礎疾患を有する者等 ・医療従事者等及び高齢 者施設等の従事者		接種		接種希望者に対する接種を12月末までに概ね完了	接種 ※やむを得ない事情により接種できなかった者
4回目接種対象者以外の者	接種券 発送	接種			

※先行接種として、4回目接種対象者で接種券発行済みの者については、重症化リスクが高い等の理由から、10月1日より先行して接種を実施する。

※それ以外の者については、10月17日から、順次接種券が届き次第接種を実施する。

※このスケジュールは、今後示される国からの指示や新型コロナワクチンの供給状況等により変更する場合があります。

### (8) 実施医療機関

集合契約をした医療機関 33機関

接種実施介護老人保健施設(医療提供施設) 5施設

※おの眼科クリニックを除く、初回接種実施医療機関及び施設と同様(P7「(1)実施医療機関」参照)

### (9) 実施日程

各医療機関の開院日時に実施

---

## (10) 接種予約方法

各医療機関に直接電話で予約をする。

## (11) その他

オミクロン株対応ワクチン接種における費用請求支払事務、ワクチンの管理・配送等、副反应对応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。

# 1.1 武田社ワクチン（ノバボックス）接種

## (1) 対象者の範囲

市内に居住する初回接種時にアレルギー反応等があったことにより2回目接種及び3回目接種を受けていない18歳以上の者

## (2) 実施期限

令和4年9月30日まで

## (3) 使用するワクチン

武田社ワクチン（ノバボックス）

## (4) 接種方法

市内医療機関での「個別接種」により実施する。

## (5) 実施日程、接種予約方法等

第3日程を設け接種を実施する。なお、接種予約については、ウェブとコールセンターで予約をする。

日程	接種日	日程	接種日	日程	接種日
第1	R4 7/28(木)	第2	R4 8/25(木)	第3	R4 9/29(木)

※このスケジュールは、今後示される国からの指示や新型コロナワクチンの供給状況等により変更する可能性がある。

---

## (6) 実施医療機関

栗原市立栗原中央病院

非常電源設備が整備され、非常時のワクチン保管体制が取れることや、接種後の副反応等に対する、適切な初期対応や入院等の体制が確保できる。

## (7) その他

- ①武田社ワクチン（ノババックス）接種における費用請求支払事務、副反応対応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。
- ②令和4年10月以降の武田社ワクチン（ノババックス）接種については、初回接種対応のワクチンと位置づけ、接種日程等は実施医療機関となる栗原市立栗原中央病院と調整し対応する。
- ③令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン接種）に係る武田社ワクチン（ノババックス）接種については、②の初回接種対応と併せ、接種日程等を実施医療機関となる栗原市立栗原中央病院と調整し対応する。

## 1 2 乳幼児接種

### (1) 対象者の範囲

市内に居住する1回目の接種時において生後6か月以上4歳以下の者

### (2) 実施期限

令和5年3月31日まで

### (3) 使用できるワクチン

乳幼児用ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（以下「従来型乳幼児用ファイザー社ワクチン」という。）

令和4年10月5日にファイザー株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。

※接種回数 3回

※接種間隔 原則20日（3週間）の間隔において2回筋肉内に注射した後、55日（8週間）以上の間隔において1回筋肉内に注射するもの。

※小児及び12歳以上の新型コロナワクチンと管理等が異なるため、取り扱いには留意すること。

※なお、使用できるワクチンについては、上記以外に、今後新たに薬事承認されたワクチンが順次使用される見込みであるため、実施期間や接種対象者等について、変更されることが想定される。

### (4) 接種方法

市内各医療機関での「個別接種」により実施する。

### (5) 想定接種数

令和4年10月末現在での接種対象者数は1,288人。接種希望者把握のため令和4年10月3日から令和4年10月10日まで実施した接種意向調査では、「受けさせたい」が10.8%、「できれば受けさせたい」が24.3%となっており、合わせて35.1%の者が接種を希望する結果となった。このことから、接種率を35%と見込む。

区分	生後6か月以上 R3.10.30 ~R4.7.14	1歳 R2.10.30 ~R3.10.29	2歳 R1.10.30 ~R2.10.29	3歳 H30.10.30 ~R1.10.29	4歳 H30.11.30 ~H30.10.29	計
対象者数	164人	274人	257人	318人	275人	1,288人



接種見込数 (接種率35%)	58人	96人	90人	112人	97人	453人
-------------------	-----	-----	-----	------	-----	------

≒ 約400人  
(約1千200回)

### (6) 接種券発送

個別に接種通知を発送する。

## (7) 実施日程、接種予約方法等

第5日程を設け接種を実施する。なお、接種予約については、6か月以上1歳未満から優先的に予約を開始し、ウェブとコールセンターで受け付けを実施する。

日程	1回目接種 ※2回目は1回目から3週間後 ※3回目は2回目から8週間後	接種券 発送日	6か月以上 ウェブ・電話予約 開始日	1歳以上 ウェブ・電話予約 開始日	予約 締切日
第1	11/28(月)～12/ 3日(土)	11/8(火)	11/11(金)	11/16(水)	11/21(月)
第2	12/ 5(月)～ 10日(土)				
第3	12/12(月)～ 17日(土)				
第4	1/ 4(水)～ 7日(土)				
第5	1/10(火)～ 13日(金)				

※このスケジュールは、今後示される国からの指示や新型コロナワクチンの供給状況等により変更する可能性がある。

## (8) 実施医療機関

集合契約をした医療機関 8 機関

No.	地区	医療機関名	No.	地区	医療機関名
1	築館	佐藤内科小児科医院	5	栗駒	くりこまクリニック
2	築館	栗原市立栗原中央病院	6	一迫	一迫内科クリニック
3	栗駒	ほそや小児科	7	一迫	宮城島クリニック
4	栗駒	岩淵医院	8	瀬峰	高橋ハートクリニック

## (9) その他

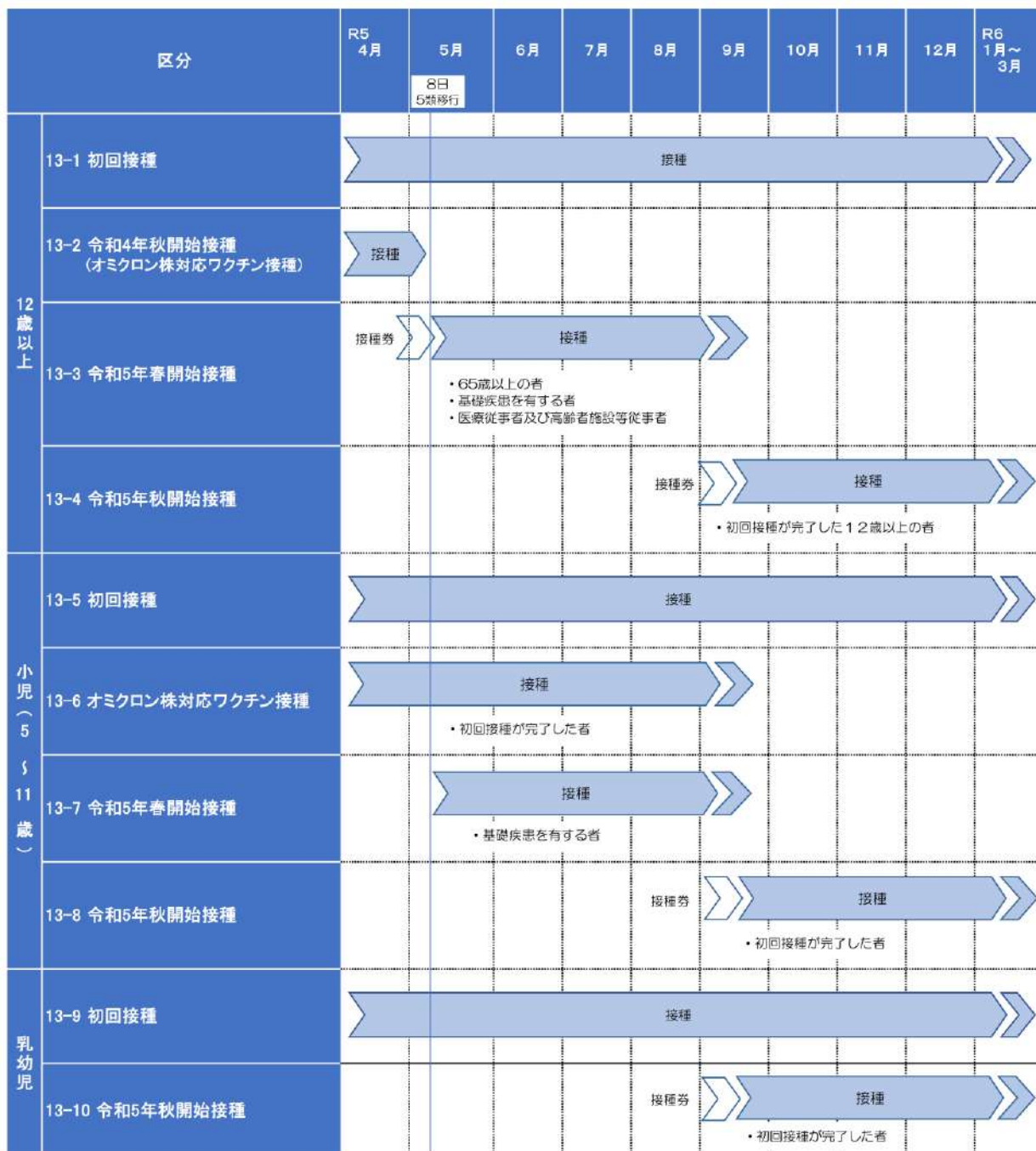
乳幼児接種における費用請求支払事務、副反応対応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。



### 13 令和5年度接種

令和5年度に実施される各種ワクチン接種のスケジュールは次のとおりとなる。

#### ■ スケジュール予定



※このスケジュールは、今後示される国からの指示等により変更する場合がある。

---

## 13-1 12歳以上初回接種

### (1) 対象者の範囲

市内に居住する12歳以上の者

### (2) 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### (3) 使用できるワクチン

#### ①従来ファイザー社ワクチン

実施期間：令和5年4月1日から令和5年9月19日まで

#### ②オミクロン株対応（BA.1 又は BA.4/5 対応型）ファイザー社（2価） ワクチン

実施期間：令和5年8月7日から令和5年9月19日まで

#### ③コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1 月21日にファイザー株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を 受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）（以下 「オミクロン株対応（XBB.1.5 対応型）ファイザー社（1価）ワクチン」 という。）

実施期間：令和5年9月20日から令和6年3月31日まで

#### ④武田社ワクチン（ノババックス）

実施期間：（2）のとおり

※なお、使用できるワクチンについては、上記以外に、今後新たに薬事承認されたワクチンが順次  
使用される見込みであるため、変更されることが想定される。

### (4) 接種回数

2回（3週間以上の間隔をおいて2回接種する。）

### (5) 接種方法

市内医療機関での「個別接種」により実施する。

### (6) 実施医療機関

実施医療機関を使用ワクチンごとに次のとおり集約して実施する。

#### ①栗原市立栗原中央病院 武田社ワクチン（ノババックス）

#### ②栗原市立若柳病院 （3）①～③のファイザー社ワクチン

### (7) 接種券発送

既に配布している接種券により接種する。

### (8) 実施日程、接種予約方法等

接種機会を確保するため、月1回程度の日程を設け接種を実施する。な  
お、接種予約については、各医療機関に直接電話で予約をする。

---

---

## (9) その他

- ① 12歳以上初回接種における費用請求支払事務、ワクチンの管理・配送等、副反应对応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。
- ② 「13-2 12歳以上令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン接種）」、「13-3 12歳以上令和5年春開始接種」及び「13-4 12歳以上令和5年秋開始接種」における武田社ワクチン（ノバボックス）の接種については、12歳以上初回接種の実施日程等に併せて実施する。

## 13-2 12歳以上令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン接種）

### (1) 対象者の範囲

市内に居住する初回接種が完了し、最終接種から3か月以上が経過した12歳以上の者

### (2) 実施期間

令和5年4月1日から令和5年5月7日まで

### (3) 使用できるワクチン

- ① オミクロン株対応（BA.1 又は BA.4/5 対応型）ファイザー社（2価）ワクチン
- ② オミクロン株対応（BA.1 又は BA.4/5 対応型）モデルナ社（2価）ワクチン
- ③ 武田社ワクチン（ノバボックス）

※また、③の接種体制については「13-1 12歳以上初回接種」の項目で整理する。

### (4) 接種回数

1回

### (5) 接種方法

各医療機関での「個別接種」を基本に実施する。

### (6) 実施医療機関

集合契約をした医療機関 31機関

接種実施介護老人保健施設（医療提供施設） 5施設

※佐藤内科小児科医院、おの眼科クリニック及びせみねの丘クリニックを除く、初回接種実施医療機関及び施設と同様（P7「(1) 実施医療機関」参照）

---

---

**(7) 接種券発送**

既に配布している接種券により接種する。

**(8) 実施日程**

各医療機関の開院日時に実施

**(9) 接種予約方法**

各医療機関に直接電話で予約をする。

**(10) その他**

12歳以上令和4年秋開始接種(オミクロン株対応ワクチン接種)における費用請求支払事務、ワクチンの管理・配送等、副反応対応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。

**13-3 12歳以上令和5年春開始接種**

**(1) 対象者の範囲**

市内に居住する初回接種が完了し、最終接種から3か月以上が経過した次の者

- ① 65歳以上の者
- ② 12歳以上65歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者(以下「12歳以上65歳未満の基礎疾患を有する者等」という。)
- ③ 医療機関、高齢者施設及び障害者施設等の従事者

**(2) 実施期間**

令和5年5月8日から令和5年9月19日まで

**(3) 使用できるワクチン**

- ① オミクロン株対応(BA.1又はBA.4/5対応型)ファイザー社(2価)ワクチン
- ② オミクロン株対応(BA.1又はBA.4/5対応型)モデルナ社(2価)ワクチン
- ③ 武田社ワクチン(ノババックス)

※また、③の接種体制については「13-1 12歳以上初回接種」の項目で整理する。

**(4) 接種回数**

1回

---

---

## (5) 接種方法

各医療機関での「個別接種」を基本に実施する。

## (6) 実施医療機関

集合契約をした医療機関 32機関

接種実施介護老人保健施設（医療提供施設） 5施設

※令和5年7月から、つきだてこどもクリニックの開院に伴い、集合契約に追加。

※佐藤内科小児科医院、おの眼科クリニック及びせみねの丘クリニックを除く、初回接種実施医療機関及び施設と同様（P7「(1) 実施医療機関」参照）

## (7) 想定接種数

令和5年3月31日現在の市内における新型コロナワクチンの65歳以上の2回目接種完了者は、24,538人となる。

その他、4回目の追加接種の実績等から、12歳以上65歳未満の基礎疾患を有する者等が約2,200人、医療機関、高齢者施設及び障害者施設等の従事者が約2,600人となる。

直近の接種状況となる同日現在のオミクロン株対応ワクチン接種完了状況は、37,489人が完了し、接種率が62.4%となっている。

このことから、接種率を70%と見込むと、20,536人の接種が想定される。

### 2回目接種完了者 約3万人

- ・65歳以上 約2万5千人  
※市内新型コロナウイルス接種状況(R5.3.31現在)
- ・基礎疾患を有する者等 約2千200人  
※4回目接種実績等から試算
- ・医療機関、高齢者施設等従事者 約2千600人  
※4回目接種実績等から試算

### 接種見込数(接種率70%) 約2万1千人(約2万1千回)

- ・65歳以上 約1万7千人(約1万7千回)
- ・基礎疾患を有する者等 約1千800人(約1千800回)
- ・医療機関、高齢者施設等従事者 約2千200人(約2千200回)

## (8) 接種券発送

基本的に、接種予約及び接種期間が集中しないよう1週間ごとに分割して、前回接種の早い順番から1回当たり概ね7,000通を目途に、対象者に接種通知を発送する。

## (9) 実施日程

各医療機関の開院日時に実施

## (10) 接種予約方法

各医療機関に直接電話で予約をする。

---

---

### (11) その他

12歳以上令和5年春開始接種における費用請求支払事務、ワクチンの管理・配送等、副反应对応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。

## 13-4 12歳以上令和5年秋開始接種

### (1) 対象者の範囲

市内に居住する初回接種が完了し、最終接種から3か月以上が経過した12歳以上の者

### (2) 実施期間

令和5年9月20日から令和6年3月31日まで

### (3) 使用できるワクチン

- ①オミクロン株対応（XBB.1.5対応型）ファイザー社ワクチン
- ②コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等第14条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限る。）（以下「オミクロン株対応（XBB.1.5対応型）モデルナ社（1価）ワクチン」という。）
- ③武田社ワクチン（ノバボックス）

※なお、使用できるワクチンについては、上記以外に、今後新たに薬事承認されたワクチンが順次使用される見込みであるため、変更されることが想定される。

※また、③の接種体制については「13-1 12歳以上初回接種」の項目で整理する。

### (4) 接種回数

1回

### (5) 接種方法

各医療機関での「個別接種」を基本に実施する。

### (6) 実施医療機関

集合契約をした医療機関 31機関  
接種実施介護老人保健施設（医療提供施設） 5施設

※佐藤内科小児科医院、佐々木内科医院、おの眼科クリニック及びせみねの丘クリニックを除く、初回接種実施医療機関及び施設と同様（P7「(1) 実施医療機関」参照）

---

---

### **(7) 想定接種数**

令和5年9月30日現在の市内における新型コロナワクチンの12歳以上の2回目接種完了者は、51,856人となる。

直近の接種状況となる同日現在の令和4年春開始接種は37,947人が完了し、接種率が61.8%（うち65歳以上の高齢者：20,986人、79.9%）、令和5年春開始接種は20,005人、接種率が32.6%（うち65歳以上の高齢者：15,951人、60.7%）となっている。

令和5年秋開始接種は、対象者が拡大され、初回接種を完了した者が1人1回受けられることから、12歳以上の接種率を令和5年春開始接種の高齢者の接種率と同程度の60%と見込むと、31,114人の接種が想定される。

### **(8) 接種券発送**

基本的に、国から配送されるワクチン数をもとに、接種予約及び接種期間が断続的にならないよう1週間ごとに分割して、前回接種の早い順番から1回当たり概ね2,000通を目途に、対象者に接種通知を発送する。

### **(9) 実施日程**

各医療機関の開院日時に実施

### **(10) 接種予約方法**

各医療機関に直接電話で予約をする。

### **(11) その他**

12歳以上令和5年秋開始接種における費用請求支払事務、ワクチンの管理・配送等、副反应对応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。

## **13 - 5 小児初回接種**

### **(1) 対象者の範囲**

市内に居住する1回目の接種時において5歳以上11歳以下の者

### **(2) 実施期間**

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

---

---

### (3) 使用できるワクチン

①従来型小児用ファイザー社ワクチン

実施期間：令和5年4月1日から令和5年9月19日まで

②オミクロン株対応（BA.4/5 対応型）小児用ファイザー社（2価）ワクチン

実施期間：令和5年8月7日から令和5年9月19日まで

③1.3ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）（以下「オミクロン株対応（XBB.1.5 対応型）小児用ファイザー社（1価）ワクチン」という。）

実施期間：令和5年9月20日から令和6年3月31日まで

※12歳以上の新型コロナワクチンと管理等が異なるため、取り扱いには留意すること。

※なお、使用できるワクチンについては、上記以外に、今後新たに薬事承認されたワクチンが順次使用される見込みであるため、変更されることが想定される。

### (4) 接種回数

2回（3週間以上の間隔をおいて2回接種する。）

### (5) 接種方法

市内医療機関での「個別接種」により実施する。

### (6) 実施医療機関

ほそや小児科

つきだてこどもクリニック

※令和5年7月から、つきだてこどもクリニックの開院に伴い、集合契約に追加。

### (7) 接種券発送

既に配布している接種券により接種する。

### (8) 実施日程

各医療機関の開院日時に実施

### (9) 接種予約方法

各医療機関に直接電話で予約をする。



## (10) その他

小児初回接種における費用請求支払事務、ワクチンの管理・配送等、副反応対応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。

## 13-6 小児オミクロン株対応ワクチン接種

### (1) 対象者の範囲

市内に居住する初回接種が完了し、最終接種から3か月以上が経過した5歳以上11歳以下の者

### (2) 実施期間

令和5年4月19日から令和5年9月19日まで

### (3) 使用できるワクチン

5～11歳用オミクロン株対応ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(以下「小児用オミクロン株対応(BA.4/5対応型)ファイザー社(2価)ワクチン」という。)

令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。

※なお、使用できるワクチンについては、上記以外に、今後新たに薬事承認されたワクチンが順次使用される見込みであるため、変更されることが想定される。

### (4) 接種回数

1回

### (5) 接種方法

各医療機関での「個別接種」を基本に実施する。

### (6) 実施医療機関

集合契約をした医療機関 10機関

No.	地区	医療機関名	No.	地区	医療機関名
1	築館	栗原市立栗原中央病院	6	栗駒	くりこまクリニック
2	築館	達内科	7	栗駒	ほそや小児科
3	築館	つきだてこどもクリニック	8	一迫	一迫内科クリニック
4	若柳	佐々木内科医院	9	一迫	宮城島クリニック
5	栗駒	岩淵医院	10	瀬峰	高橋ハートクリニック

### (7) 想定接種数

令和5年3月31日現在の市内における新型コロナワクチンの5歳以上11歳以下の者の2回目接種完了者は、1,376人となる。

直近の接種状況となる同日現在の12歳以上の者のオミクロン株対応ワクチン接種完了状況は、37,489人が完了し、接種率が62.4%となっている。

このことから、接種率を60%と見込むと、825人の接種が想定される。



### (8) 接種券発送

一括して接種券を発送する。

### (9) 実施日程

各医療機関の開院日時に実施

令和5年4月19日から令和5年5月31日までの期間を集中的に9医療機関で接種し、なお、令和5年5月7日までは基礎疾患者を優先させる。その後、令和5年6月1日からは接種医療機関をほそや小児科へ集約する。さらに、新規開院したつきだてこどもクリニックが集合契約に加入したため、令和5年7月13日から接種医療機関に追加する。

### (10) 接種予約方法

各医療機関に直接電話で予約をする。

### (11) その他

小児オミクロン株対応ワクチン接種における費用請求支払事務、ワクチンの管理・配送等、副反应对応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。

## 13-7 小児令和5年春開始接種

### (1) 対象者の範囲

市内に居住する初回接種が完了し、最終接種から3か月以上が経過した5歳以上11歳以下の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者（以下「5歳以上11歳以下の基礎疾患を有する者等」という。）

### (2) 実施期間

令和5年5月8日から令和5年9月19日まで

---

---

**(3) 使用できるワクチン**

小児用オミクロン株対応（BA.4/5 対応型）ファイザー社（2価）ワクチン

**(4) 接種回数**

1回

**(5) 接種方法**

各医療機関での「個別接種」を基本に実施する。

**(6) 実施医療機関**

集合契約をした医療機関 10 機関

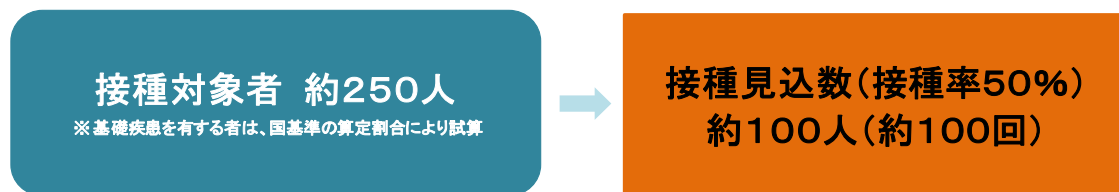
※小児オミクロン株対応ワクチン接種実施医療機関と同様（P33「(6) 実施医療機関」参照）

**(7) 想定接種数**

5歳以上11歳以下の基礎疾患を有する者等の試算については、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」記載の基礎疾患を有する者の算定割合8.2%をもとに試算すると、5歳以上11歳以下の人口3,054人×8.2%で約250人となる。

令和5年3月31日現在の市内における5歳以上11歳以下の者の2回目接種完了状況は、1,376人が完了し、接種率が45.1%となっている。

このことから、接種率を50%と見込むと、125人の接種が想定される。



**(8) 接種券発送**

小児オミクロン株対応ワクチン接種と併せて一括して接種券を発送する。

**(9) 実施日程**

各医療機関の開院日時に実施

令和5年5月8日から令和5年5月31日までの期間を集中的に9医療機関で接種し、その後、令和5年6月1日からは接種医療機関をほそや小児科へ集約する。

さらに、新規開院したつきだてこどもクリニックが集合契約に加入したため、令和5年7月13日から接種医療機関に追加する。

---

---

---

## (10) 接種予約方法

各医療機関に直接電話で予約をする。

## (11) その他

小児令和5年春開始接種における費用請求支払事務、ワクチンの管理・配送等、副反应对応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。

## 13-8 小児令和5年秋開始接種

### (1) 対象者の範囲

市内に居住する初回接種が完了し、最終接種から3か月以上が経過した5歳以上11歳以下の者

### (2) 実施期間

令和5年9月20日から令和6年3月31日まで

### (3) 使用できるワクチン

- ①オミクロン株対応(XBB.1.5対応型)小児用ファイザー社(1価)ワクチン
- ②オミクロン株対応(XBB.1.5対応型)モデルナ社(1価)ワクチン

※②のワクチンは、6歳以上12歳未満の者に使用する場合、12歳以上と用法及び用量が異なるため、取扱いには留意すること。

### (4) 接種回数

1回

### (5) 接種方法

各医療機関での「個別接種」を基本に実施する。

### (6) 実施医療機関

ほそや小児科  
つきだてこどもクリニック

### (7) 接種券発送

小児令和5年春開始接種で接種した者には、一括して接種券を発送する。それ以外の者は、既に配布している接種券により接種する。

---

---

## (8) 実施日程

各医療機関の開院日時に実施

## (9) 接種予約方法

各医療機関に直接電話で予約をする。

## (10) その他

小児令和5年秋開始接種における費用請求支払事務、ワクチンの管理・配送等、副反应对応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。

## 13-9 乳幼児初回接種

### (1) 対象者の範囲

市内に居住する1回目の接種時において生後6か月以上4歳以下の者

### (2) 実施期間

令和5年4月19日から令和6年3月31日まで

### (3) 使用できるワクチン

#### ①従来型乳幼児用ファイザー社ワクチン

実施期間：令和5年4月1日から令和5年9月19日まで

#### ②2.2ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年10月5日にファイザー株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。)(以下「オミクロン株対応(XBB.1.5対応型)乳幼児用ファイザー社(1価)ワクチン」という。)

実施期間：令和5年9月20日から令和6年3月31日まで

※なお、使用できるワクチンについては、上記以外に、今後新たに薬事承認されたワクチンが順次使用される見込みであるため、変更されることが想定される。

### (4) 接種回数

3回(3週間以上の間隔をおいて2回接種した後、8週間以上の間隔をおいて1回接種する。)

### (5) 接種方法

各医療機関での「個別接種」を基本に実施する。

---

## (6) 実施医療機関

集合契約をした医療機関 10 機関

乳幼児令和5年秋開始接種の開始に合わせ、令和5年9月20日からは接種医療機関をほそや小児科及びつきだてこどもクリニックへ集約する。

※佐藤内科小児科医院及びくりこまクリニックを除く、乳幼児接種実施医療機関と同様（P23「(8) 実施医療機関」参照）

## (7) 接種券発送

既に配布している接種券により接種する。

## (8) 実施日程

各医療機関の開院日時に実施

## (9) 接種予約方法

各医療機関に直接電話で予約をする。

## (10) その他

乳幼児初回接種における費用請求支払事務、ワクチンの管理・配送等、副反応対応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。

## 13 - 10 乳幼児令和5年秋開始接種

### (1) 対象者の範囲

市内に居住する初回接種が完了し、最終接種から3か月以上が経過した生後6か月以上4歳以下の者

### (2) 実施期間

令和5年9月20日から令和6年3月31日まで

### (3) 使用できるワクチン

オミクロン株対応（XBB.1.5 対応型）乳幼児用ファイザー社（1価）ワクチン

### (4) 接種回数

1回

### (5) 接種方法

各医療機関での「個別接種」を基本に実施する。

---

**(6) 実施医療機関**

ほそや小児科  
つきだてこどもクリニック

**(7) 接種券発送**

一括して接種券を発送する。

**(8) 実施日程**

各医療機関の開院日時に実施

**(9) 接種予約方法**

各医療機関に直接電話で予約をする。

**(10) その他**

乳幼児令和5年秋開始接種における費用請求支払事務、ワクチンの管理・配送等、副反应对応・健康被害救済制度などについては、初回接種と同様となるため、各項目を参照すること。

## 1 4 副反应对応・健康被害救済制度

### (1) 副反応の対応

新型コロナワクチンの接種により稀に発生しうるアナフィラキシー※1については、発生リスクをできるだけ減らすための予診時の工夫、発生した場合の早期対処、万一副反応により健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が発生した場合の被害救済など、複数の対策により備える。



#### ①接種前の対応

- 接種前の説明や問診及び診察における注意点を国の研究班において取りまとめ、周知する。
- 予診の際、予防接種の有効性、安全性及び予防接種健康被害救済制度等について接種対象者等に適切な説明を行うとともに、文書同意を得た場合に限り接種を実施する。

#### ②接種後の観察

- 適切な観察時間や見守り体制の設定等、接種直後及び施設内での注意点や帰宅後の注意点について、国の研究班において取りまとめ、周知する。
- 過去に、アナフィラキシーを含む、重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後の経過観察を30分間行うこととし、その他の者については、少なくとも15分間行うこととする。

#### ③アナフィラキシーの発症に備えた対応

- アドレナリン製剤等、救急処置に必要な物品を、各接種会場に常備する。
- 発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、医療機関との適切な連携体制を確保する。

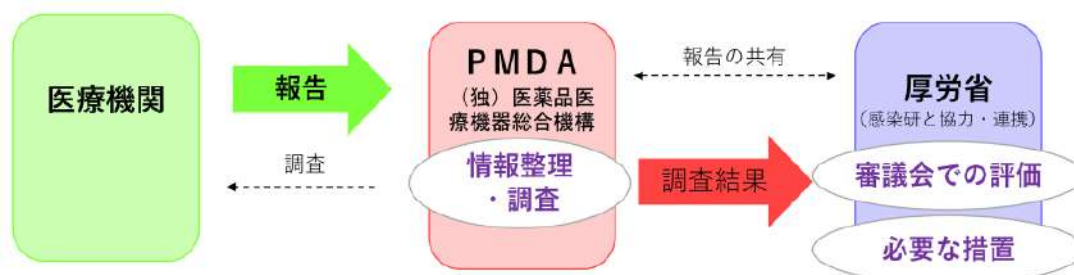
※1 アナフィラキシー 薬や食物が身体に入ってから、短時間で起きることのあるアレルギー反応



#### ④副反応の発生が疑われる症例が発生したことの報告

- 発症を確認した医療機関が、予防接種法及び医薬品医療機器等法に基づき、(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)に対し、「副反応疑い報告」を速やかに実施、当該情報を厚労省とも共有する。

副反応疑い報告制度における報告と評価の流れ



※1 副反応疑い報告は、医薬品医療機器等法に基づく副作用等報告としても取り扱われる。

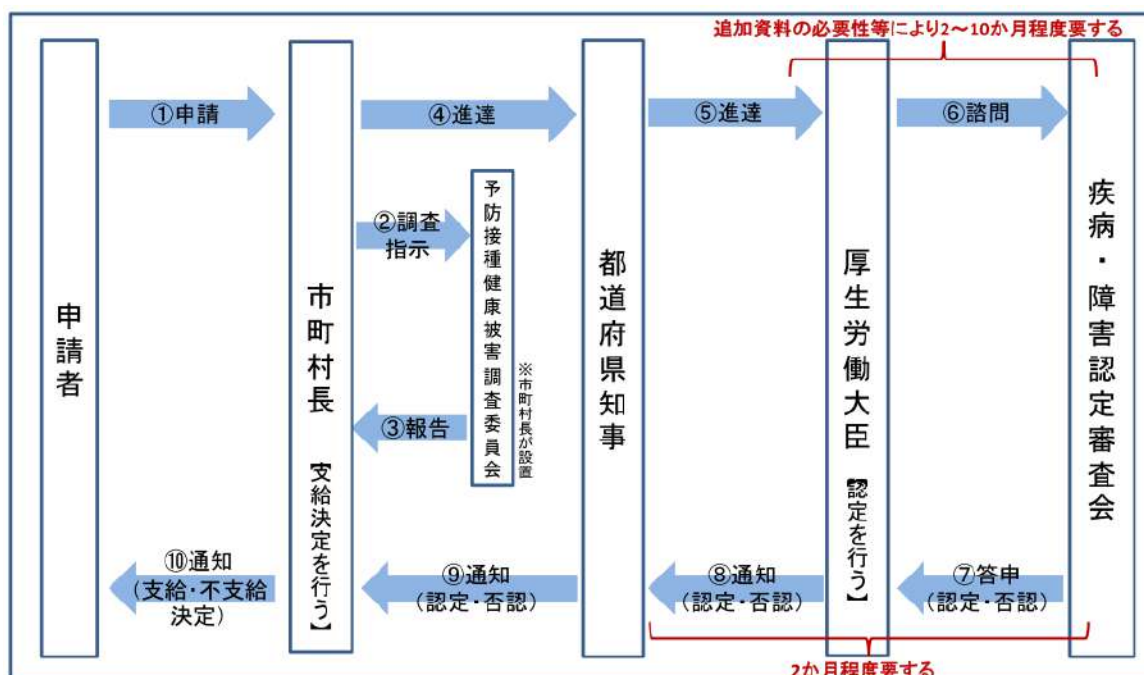
※2 上記に加え、市町村が被接種者又は保護者から健康被害に関して相談を受けた場合には、都道府県を通じて厚生労働省に報告するルートもある。

#### ⑤万一、健康被害が発生した場合の対応

- 予防接種法上の臨時接種として、予防接種健康被害救済制度により、定期接種と同等の被害救済となる。

### (2) 健康被害救済制度

予防接種法上の予防接種による健康被害が生じた場合には、医師の報告に基づいて調査が行われ、結果予防接種が原因で生じた健康被害と国が認定したときは、予防接種後健康被害救済制度の対象となり、実施主体である市町村による給付が行われる。



## 【参考資料】

令和3年2月16日 厚生労働省策定（令和5年9月20日改定）

### 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領

#### 第1 総論

予防接種台帳、対象者への周知、接種の場所、予防接種実施計画、対象者の確認、副反応等に関する説明及び同意、医療機関以外で接種を行う場合の注意事項等については「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（以下「手引き」という。）本文においてその取扱いを記載しており、参照の上、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種（以下「本予防接種」という。）の実施に遺漏のないよう適切に対応すること。

#### 第2 本予防接種の実施

##### 1 基本的事項

##### (1) 対象者

市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）に居住する生後6月以上の者に対して、本予防接種を実施すること。

なお、戸籍及び住民票に記載のない生後6月以上の者のうち、当該市町村に居住していることが明らかなもの及びこれに準ずるものについても対象者に含まれること。

年齢の計算については、生まれた日の翌月同日の前日に、1月が経過したと考える。例えば、令和4年（2022年）4月25日生まれの者は令和4年（2022年）10月24日に生後6月以上となり本予防接種の対象者となるものであること（参考：令和2年2月4日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「定期の予防接種における対象者の解釈について（事務連絡）」）。

##### (2) 実施期間

本予防接種は令和3年2月17日から令和6年3月31日までの間において行うものであること。

##### (3) 接種を受ける努力義務等の取扱いについて

本予防接種については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）附則第14条第1項の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第6条第3項の臨時接種とみなして実施するものであり、原則として、市町村長には法第8条の接種勧奨の規定が適用されるとともに、対象者には法第9条の努力義務の規定が適用されていること。ただし、法第9条の2の規定に基づき、65歳未満の者（心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性的機能の障害を有する者等を除く。）については、接種勧奨及び努力義務の規定は適用しないこととしていること。

なお、接種勧奨及び努力義務の規定の適用対象となる「心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性的機能の障害を有する者等」の具体的な範囲は以下のとおりとする。

- ・心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性的機能の障害を有する者

- ・免疫の機能を低下させる疾患にかかっている者
- ・免疫の機能を抑制する治療を受けている者
- ・免疫異常に伴う神経疾患又は神経筋疾患にかかっている者
- ・神経疾患又は神経筋疾患を原因とする身体機能の低下が認められる者
- ・染色体に異常を有する者
- ・血液疾患にかかっている者（18歳以上であって、鉄欠乏性貧血にかかっている者を除く。）
- ・18歳以上であって、インスリンその他の糖尿病治療薬を用いた糖尿病の治療を受けている者又は合併症を引き起こしている糖尿病の患者
- ・18歳以上であって、睡眠時無呼吸症候群の患者
- ・18歳以上であって、重い精神疾患にかかっている者
- ・18歳以上であって、知的障害を有する者
- ・18歳以上であって、BMI（体重（kg）／身長（m）<sup>2</sup>）が30以上である者
- ・18歳未満であって、代謝性疾患にかかっている者
- ・18歳未満であって、悪性腫瘍の患者
- ・18歳未満であって、膠原病の患者
- ・18歳未満であって、内分泌疾患にかかっている者
- ・18歳未満であって、消化器疾患にかかっている者
- ・上記に掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者

（４）予防接種不適合者及び予防接種要注意者について

ア 予防接種不適合者

予診の結果、異常が認められ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「旧実施規則」という。）附則第6条各号に掲げる接種不適合者（※）に該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。

いずれかの新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかである者については、同条第4号に規定する者に該当することから、当該新型コロナワクチンと同一の新型コロナワクチンの接種を行うことができないこと。

（※参考）

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- ② 明らかな発熱を呈している者

- ③ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ④ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- ⑤ ②から④までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

イ 予防接種要注意者

本予防接種の判断を行うに際して注意を要する以下の者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。また、接種を行うことができるか否か疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等の対応をとること。なお、基礎疾患を有する者等については十分な予診を行い、基礎疾患の状況が悪化している場合や全身状態が悪い者等については、接種の延期も含め、特に慎重に予防接種の適否を判断する必要があること。

- (ア) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
  - (イ) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - (ウ) 過去にけいれんの既往のある者
  - (エ) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
  - (オ) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
  - (カ) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者
- (5) 接種液の貯蔵・使用
- 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷凍庫、冷蔵庫等を使用する方法によること。
- 接種液の使用に当たっては、標示された接種液の種類、有効期限内であること及び異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がない旨を確認すること。
- (6) 予防接種後副反応等に関する説明及び同意
- 予診の際は、本予防接種の有効性・安全性、本予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、本予防接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、本予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。
- (7) 接種時の注意

ア 予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (ア) 予防接種に従事する者は、手指を消毒すること。
- (イ) ワクチンによって、凍結・再凍結させないこと、溶解は接種の一定時間前に行い一度溶解したものは直ちに使用すること、溶解の前後にかかわらず光が当たらないよう注意することなどの留意事項があるので、それぞれ添付文書を確認の上、適切に使用すること。
- (ウ) 接種液の使用に当たっては、有効期限内のものを均質にして使用すること。
- (エ) バイアル入りの接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さないで吸引すること。
- (オ) 接種液が入っているアンプルを開口するときは、開口する部分をあらかじめアルコール消毒すること。
- (カ) 接種用具等の消毒は、適切に行うこと。

イ 被接種者及び保護者に対して、次に掲げる事項を要請すること。

- (ア) 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意し、又は注意させること。
- (イ) 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受け、又は受けさせること。
- (ウ) 被接種者又は保護者は、(イ) の場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに当該予防接種を行った市町村の担当部局に連絡すること。

ウ 女性に対する接種の注意事項

妊娠中又は妊娠している可能性がある場合には本予防接種の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種すること。

(8) 接種費用の不徴収

本予防接種は、法第 28 条の規定による実費の徴収の対象外となっており、接種に要する費用は被接種者又はその保護者から徴収することができないこと。

(9) 副反応疑い報告

法の規定による副反応疑い報告については「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号・薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長・医薬食品局長連名通知）を参照すること。

## 2 各論

(1) 初回接種

ア 12 歳以上の者への接種

- (ア) 12 歳以上用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン  
コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン (ファイザー株式会社

が令和4年1月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたもの（イ（ア）に規定する5～11歳用ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチンを除く。）であって、ラクストジナメランを含むものに限る。以下「12歳以上用オミクロン株（XBB. 1. 5）対応ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン」という。）の初回接種は、以下の方法により行うこととすること。

なお、1（4）イ予防接種要注意者の（ア）に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当すること。

a 対象者

12歳以上の者

b 接種量等

12歳以上用オミクロン株（XBB. 1. 5）対応ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチンを2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.3ミリリットルとすること。なお、希釈は不要であることに注意すること。

原則として、同一の者には、同一のワクチンを使用すること。

c 接種間隔

18日以上の間隔をにおいて、原則20日の間隔をにおいて2回接種することとし、1回目の接種から間隔が20日を超えた場合はできるだけ速やかに2回目の接種を実施すること。

前後に他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く。）を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く。）を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

d 接種箇所

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。

e 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも15分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後30分程度、状態の観察をする必要があること。

接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者については、接種後30分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上ら

ないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。なお、予診の結果等から血管迷走神経反射による失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策も考えられること。

(イ) 武田社組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (ノバボックス)

組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。以下「武田社組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (ノバボックス)」という。) の初回接種は、以下の方法により行うこととすること。

なお、1 (4) イ予防接種要注意事項の (ア) に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意事項に該当すること。

a 対象者

12歳以上の者

b 接種量等

武田社組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (ノバボックス) を2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとすること。なお、希釈は不要であることに注意すること。

原則として、同一の者には、同一のワクチンを使用すること。

c 接種間隔

原則20日の間隔をおいて2回接種することとし、1回目の接種から間隔が20日を超えた場合はできるだけ速やかに2回目の接種を実施すること。

前後に他の予防接種 (インフルエンザの予防接種を除く。) を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種 (インフルエンザの予防接種を除く。) を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

d 接種箇所

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。

e 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも15分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後30分程度、状態の観察をする必要があること。

接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者については、接種後30分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。なお、予診の結果等から血管迷走神経反射による失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策も考えられること。

イ 5歳以上11歳以下の者への接種

(ア) 5～11歳用オミクロン株(XBB. 1. 5)対応ファイザー社コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン

コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(ファイザー株式会社)が令和4年1月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。以下「5～11歳用オミクロン株(XBB. 1. 5)対応ファイザー社コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン」という。)の初回接種は、以下の方法により行うこととすること。

なお、1(4)イ予防接種要注意者の(ア)に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当すること。

a 対象者

1回目の接種時において5歳以上11歳以下の者

b 接種量等

1.3ミリリットルの生理食塩液で希釈した5～11歳用オミクロン株(XBB. 1. 5)対応ファイザー社コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチンを2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.2ミリリットルとすること。

原則として、同一の者には同一のワクチンを使用することとし、1回目の接種時に11歳であった者に対して5～11歳用オミクロン株(XBB. 1. 5)対応ファイザー社コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチンを使用した後に、当該者が12歳となった場合については、2回目も5～11歳用オミクロン株(XBB. 1. 5)対応ファイザー社コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチンを使用すること。

c 接種間隔

18日以上の間隔を置いて、原則20日の間隔を置いて2回接種することとし、1回目の接種から間隔が20日を超えた場合はできるだけ速やかに2回目の接種を実施すること。

前後に他の予防接種(インフルエンザの予防接種を除く。)を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種(インフルエンザ



の予防接種を除く。)を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

d 接種箇所

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。

e 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも 15 分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、状態の観察をする必要があること。

接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。なお、予診の結果等から血管迷走神経反射による失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策も考えられること。

ウ 生後 6 月以上 4 歳以下の者への接種

(ア) 乳幼児用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン

コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン (ファイザー株式会社) が令和 4 年 10 月 5 日に医薬品医療機器等法第 14 条の承認を受けたものに限る。以下「乳幼児用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン」という。)の初回接種は、以下の方法により行うこととする。

なお、1 (4) イ 予防接種要注意者の (ア) に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当すること。

a 対象者

1 回目の接種時において生後 6 月以上 4 歳以下の者

b 接種量等

2.2 ミリリットルの生理食塩液で希釈した乳幼児用ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチンを 3 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.2 ミリリットルとすること。

原則として、同一の者には同一のワクチンを使用することとし、1 回目の接種時に 4 歳であった者に対して乳幼児用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチンを使用した後に、当

該者が5歳となった場合については、2回目及び3回目も乳幼児用オミクロン株（XBB. 1. 5）対応ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチンを使用すること。

c 接種間隔

18日以上の間隔を置いて、原則20日の間隔を置いて2回接種した後、55日以上の間隔を置いて1回接種することとし、1回目の接種から間隔が20日を超えた場合又は2回目からの間隔が55日を超えた場合はできるだけ速やかに2回目又は3回目の接種を実施すること。

前後に他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く。）を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く。）を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

d 接種箇所

通常、三角筋中央部又は大腿前外側部に、1歳未満は大腿前外側部に筋肉内接種すること。臀部には接種しないこと。静脈内、皮内、皮下への接種も行わないこと。

e 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも15分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後30分程度、状態の観察をする必要があること。

接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者については、接種後30分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。なお、予診の結果等から血管迷走神経反射による失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策も考えられること。

エ 旧実施規則附則第7条第2項の方法による接種

旧実施規則附則第7条第2項の「前項の方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法」として、1回目に接種した新型コロナワクチンと異なる新型コロナワクチンを2回目に接種することができる。この場合において、同項の「その他前項の方法以外の方法で接種を行う必要がある場合」とは、次の場合をいう。

(ア) 接種対象者が1回目に接種を受けた新型コロナワクチンの国内の流通の減少や転居等により、当該者が2回目に当該新型コロナワクチンの接種を受けることが困難である場合

(イ) 医師が医学的見地から、接種対象者が1回目に接種を受けた新型コロナワクチンと同一の新型コロナワクチンを2回目に接種することが困難であると判断した

場合

(ウ) 令和5年9月19日以前に初回接種の1回目(乳幼児は1、2回目)として従来型ワクチン又はオミクロン対応2価ワクチンの接種を受けた者に対して、令和5年9月20日以降に初回接種の2回目(乳幼児は2、3回目)の接種としてオミクロン株(XBB. 1. 5)対応ワクチンを接種する場合

1回目に接種した新型コロナワクチンと異なる新型コロナワクチンを2回目に接種する場合において、2回目の接種は1回目の接種から27日以上の間隔をおくこととする。前後に他の予防接種(インフルエンザの予防接種を除く。)を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種(インフルエンザの予防接種を除く。)を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

接種間隔以外の事項については、ア及びイの各新型コロナワクチンの記載事項に従うこと。

(2) 令和五年秋開始接種

ア 12歳以上の者への接種

(ア) オミクロン株(XBB. 1. 5)対応モデルナ社コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン

オミクロン株(XBB. 1. 5)対応モデルナ社コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチンの令和五年秋開始接種は、以下の方法により行うこととする。

なお、1(4)イ予防接種要注意者の(ア)に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当すること。

a 対象者

12歳以上の者

b 接種量等

オミクロン株(XBB. 1. 5)対応モデルナ社コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチンを1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとすること。なお、希釈は不要であることに注意すること。

c 接種間隔

被接種者が最後に受けた接種から3月以上の接種間隔をおいて行うこと。

前後に他の予防接種(インフルエンザの予防接種を除く。)を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種(インフルエンザの予防接種を除く。)を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

d 接種箇所

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこ

と。

e 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも 15 分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、状態の観察をする必要があること。

接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。なお、予診の結果等から血管迷走神経反射による失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策も考えられること。

(イ) 12 歳以上用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン

12 歳以上用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチンの令和五年秋開始接種は、以下の方法により行うこととする。

なお、1 (4) イ 予防接種要注意者の (ア) に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当すること。

a 対象者

12 歳以上の者

b 接種量等

12 歳以上用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチンを 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとすること。なお、希釈は不要であることに注意すること。

c 接種間隔

被接種者が最後に受けた接種から 3 月以上の接種間隔をおいて行うこと。

前後に他の予防接種 (インフルエンザの予防接種を除く。) を行う場合においては、原則として 13 日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種 (インフルエンザの予防接種を除く。) を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

d 接種箇所

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。

e 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも 15 分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、状態の観察をする必要があること。

接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。なお、予診の結果等から血管迷走神経反射による失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策も考えられること。

(ウ) 武田社組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (ノバボックス)

武田社組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (ノバボックス) の令和五年秋開始接種は、以下の方法により行うこととする。

なお、1 (4) イ予防接種要注意者の (ア) に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当すること。

a 対象者

12 歳以上の者

b 接種量等

武田社組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (ノバボックス) を 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとすること。なお、希釈は不要であることに注意すること。

c 接種間隔

被接種者が最後に受けた接種から 6 月以上の接種間隔をおいて行うこと。

前後に他の予防接種 (インフルエンザの予防接種を除く。) を行う場合においては、原則として 13 日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種 (インフルエンザの予防接種を除く。) を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

d 接種箇所

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。

e 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも 15 分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、状態の観察をする必要があること。

接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。なお、予診の結果等から血管迷走神経反射による失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策も考えられること。

イ 5 歳以上 11 歳以下の者への接種（オミクロン株（XBB. 1. 5）対応モデルナ社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチンは 6 歳以上 11 歳以下の者が対象）

（ア）オミクロン株（XBB. 1. 5）対応モデルナ社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン

コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（武田薬品工業株式会社が令和 3 年 5 月 21 日に医薬品医療機器等法第 14 条の承認を受けたものであって、アンデクソメランを含むものに限る。以下「オミクロン株（XBB. 1. 5）対応モデルナ社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン」という。）の令和五年秋開始接種は、以下の方法により行うこととする。

なお、1（4）イ予防接種要注意者の（ア）に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当すること。

a 対象者

6 歳以上 11 歳以下の者

b 接種量等

オミクロン株（XBB. 1. 5）対応モデルナ社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチンを 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.25 ミリリットルとすること。なお、希釈は不要であることに注意すること。

c 接種間隔

被接種者が最後に受けた接種から 3 月以上の接種間隔をおいて行うこと。

前後に他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く。）を行う場合においては、原則として 13 日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く。）を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

d 接種箇所

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。

e 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも 15 分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、状態の観察をする必要があること。

接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。なお、予診の結果等から血管迷走神経反射による失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策も考えられること。

(イ) 5～11 歳用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン

5～11 歳用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチンの令和四年秋開始接種は、以下の方法により行うこととする。

なお、1 (4) イ 予防接種要注意者の (ア) に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当すること。

a 対象者

5 歳以上 11 歳以下の者

b 接種量等

1.3 ミリリットルの生理食塩液で希釈した 5～11 歳用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチンを 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2 ミリリットルとすること。

c 接種間隔

被接種者が最後に受けた接種から 3 月以上の接種間隔をおいて行うこと。

前後に他の予防接種 (インフルエンザの予防接種を除く。) を行う場合においては、原則として 13 日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種 (インフルエンザの予防接種を除く。) を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

d 接種箇所

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこ

と。

e 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも 15 分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、状態の観察をする必要があること。

接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。なお、予診の結果等から血管迷走神経反射による失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策も考えられること。

ウ 生後 6 月以上 4 歳以下の者への接種

(ア) 乳幼児用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン

コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン (ファイザー株式会社 が令和 4 年 10 月 5 日に医薬品医療機器等法第 14 条の承認を受けたものに限る。以下「乳幼児用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン」という。) の初回接種は、以下の方法により行うこととする。

なお、1 (4) イ 予防接種要注意者の (ア) に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当すること。

a 対象者

生後 6 月以上 4 歳以下の者

b 接種量等

2.2 ミリリットルの生理食塩液で希釈した乳幼児用ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチンを 3 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.2 ミリリットルとすること。

原則として、同一の者には同一のワクチンを使用することとし、1 回目の接種時に 4 歳であった者に対して乳幼児用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチンを使用した後に、当該者が 5 歳となった場合については、2 回目及び 3 回目も乳幼児用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチンを使用すること。



c 接種間隔

初回接種の終了後3月以上の接種間隔をおいて行うこと。

前後に他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く。）を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く。）を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

d 接種箇所

通常、三角筋中央部又は大腿前外側部に、1歳未満は大腿前外側部に筋肉内接種すること。臀部には接種しないこと。静脈内、皮内、皮下への接種も行わないこと。

e 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも15分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後30分程度、状態の観察をする必要があること。

接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者については、接種後30分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。なお、予診の結果等から血管迷走神経反射による失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策も考えられること。

エ 「前条第一項各号の注射に相当するもの」について

旧実施規則附則第8条第2項の「新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、前条第一項各号の注射に相当するもの」は、初回接種とみなして、令和五年秋開始接種を行うこと。「前条第一項各号の注射に相当するものとは、次の接種において行われた注射をいう。

(ア) 海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業において行われた当該被接種者にとって1・2回目の接種

(イ) 在日米軍従業員接種において行われた当該被接種者にとって1・2回目の接種

(ウ) 製薬メーカーの治験等において行われた当該被接種者にとって1・2回目の接種

(エ) 海外において行われた当該被接種者にとって1・2回目の接種

(オ) 上記の他、市町村長が初回接種に相当する予防接種であると認めるもの

ただし、医薬品医療機器等法第14条の承認を受けた新型コロナワクチンを接種している場合に限る。

なお、復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社が製造する「コミナティ（COMIRNATY）」及びインド血清研究所が製造する「コボバックス（COVOVAX）」については医薬品医療機器等法第14条の承認を受けた新型コロナワクチンと同一のものとして取り扱う。



栗原市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画  
令和5年9月 宮城県栗原市  
〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

---

【編集・発行】  
栗原市市民生活部健康推進課  
新型コロナウイルスワクチン接種対策室